畜産環境整備機構損害保険要領

平成20年　9月29日　20環機第838号　　制定
平成22年　4月23日　22環機第359号　一部改正
平成22年　7月　8日　22環機第615号　一部改正
平成23年11月16日　23環機第775号　一部改正

第１　目　的

この要領は、財団法人畜産環境整備機構（以下「機構」という。）が畜産高度化支援リース事業実施要領（平成22年５月28日22環機第448号）（以下「実施要領」という。）に基づき貸し付ける貸付施設等に付保する損害保険については、この要領に基づき行うものとする。

第２　保険の内容

貸付施設等について、次の保険契約を締結する。

（１）損害保険

ア　貸付施設等のうち、たい肥舎、発酵舎、たい肥置場、貯留槽、脱臭槽、ろ床、バンカーサイロ及びこれに準ずる構築物については、借受者が個々に損害保険に加入するものとする。機構は、この対象となる貸付施設等については、貸付契約書の別表の備考欄において「要保険手続」と指定する。

イ　損害保険は、原則として、火災、落雷、破裂、爆発、風災、水災、ひょう災、雪災による損害を対象とするものでなければならない。

（２）車両保険

貸付施設等のうち、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定される登録、車両番号の指定又は市町村交付の標識を受けているものを対象とし、借受者が個々に加入するものとする。

なお、一般的な車両の他、トラクター及び公道を走行するショベルローダー等については、車両登録を行うものとする。

（３）動産総合保険

別紙１に掲げる貸付施設等及びこれに類する貸付施設等（（１）又は（２）の保険の対象となるもの及び牛乳リースに係るものを除く。）については、機構が一括して動産総合保険に加入するものとする。

第３　保険の契約手続等

１　借受者が加入する保険

締結する保険契約は、機構を被保険者（保険金受取人）とし、保険契約期間は、貸付施設等の貸付期間と同一又は貸付期間中これを更新し存続するものとする。

（１）損害保険

ア　保険契約を締結したときは、借受者は、当該保険証券の写し（当該保険について機構を質権者として質権が設定されているときは原本）を借受団体等を経由して機構に送付するものとする。期限付きの保険契約を更新し、又は保険契約の変更を行ったときも同様とする。

イ　貸付契約書の別表の備考欄において要保険手続と指定された貸付施設等については、検収を実施するに当たって、別紙様式１により検収実施者が借受者の損害保

険への加入状況を確認するとともに、第６の取扱に同意する旨の確認書を徴するものとする。この確認書は、検収報告書に添付して機構に提出するものとする。

（２）車両保険

ア　契約を締結したときは、借受者は、当該保険証券の写しを、原則として、受託団体又は借受団体を経て機構に提出するものとする。

イ　車両保険の加入状況の確認については、(1) のイの規定を準用する。

２　機構が加入する動産総合保険

機構は、機構を受取人として、次により一括保険契約を締結するものとする。

（１）動産総合保険対象物件の保険料率及び免責金額は、別紙１のとおりとする。

（２）保険金額は、初年度については貸付施設等の取得に要した額（支払対価の額であり、取得に係る消費税額に相当する額を含む。）とし、以下貸付期間中は１年ごとにあらかじめ定めた評価額によることとし、評価額を定めるための率は、別紙２のとおりとする。

（３）機構は、前２号により算出される金額（10円未満の金額は四捨五入する。）の保険料を、当該貸付施設等に係る第１回目の貸付料を徴収する際、原則として受託団体又は借受団体を通じて借受者から徴収するものとする。

第４　動産総合保険に係る保険事故の取扱い

１　全国又は都道府県を超える地域を区域とする団体等、実施要領第１の２の(２)のイの(ア)のａの(ｃ)（以下「全国連等」という。）もしくは、受託団体又は借受団体（以下「請求者」という。）は、動産総合保険の対象になると思われる事故が起き、別紙１の免責金額を上回る修理費が予想される場合、「貸付施設等事故報告書（速報）」（別紙様式第２号）により機構に報告するものとする。

なお、報告に当たっては、修理費の見積書及び事故部分の写真（カラー）を提出するものとする。

機構は、当該報告を受けた際は、速やかに保険会社に必要書類を添えてこの旨を通知するものとする。このことにより保険会社が必要と認めて現地調査を行う場合には、借受者はこれを拒んではならない。

２　機構は、事故報告における保険会社からの支払保険金の案内通知を受けた際は、請求者に保険金額の通知を行い、借受者の諾否を確認することとする。

３　機構は、事故報告の内容が保険金支払の対象となる事故であるとされたときは、請求者から「貸付施設等事故報告書」（別紙様式第３号）を徴した上で、保険会社に保険金請求を行うものとする。

４　機構は、保険会社からの保険金の支払を受けたときは、この旨を請求者に通知し、「貸付施設等事故復旧報告書」（別紙様式第４号）を徴するものとする。

機構は、当該報告書の提出を受けて、実施要領の規定に基づき、受け取った保険金額の範囲で、借受者が貸付施設等を原状回復するのに要した経費を、原則として受託団体又は借受団体を通じて支払うものとする。

また、貸付施設等が滅失したときは、貸付契約を解約し、借受者が当該貸付施設等を精算額で買い取るときの経費の全額又は一部と相殺するものとする。

第５　未経過保険料の返還

１　貸付期間中に、借受者が離農、廃業等により貸付契約を解約せざるを得なくなった場合、機構は、未経過期間に係る動産保険料相当額（以下「未経過保険料」という。）を保険会社に請求するものとする。

２　機構は、１により保険会社から機構に返還された未経過保険料は、原則として貸付契

約を解約し、借受者が当該貸付施設等を精算額で買い取るときに相殺するものとする。

第６　損害保険に加入していなかった場合の取扱

貸付施設等について事故等が発生した場合において借受者が損害保険に加入していなかった等の理由により損害保険金を受け取ることができなかった場合は、借受者は、自らの負担において当該貸付施設等を原状に回復しなければならない。

別紙　1

保険料率と免責金額

<table>
<tr><th>分　　類</th><th colspan="2">貸　付　機　械</th><th>保険料率</th><th>免責金額</th></tr>
<tr><td rowspan="7">経営用機械・装置</td><td colspan="2">運搬用機具（自走式のもの）</td><td>3．78</td><td>1万円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">据付固定式のもの</td><td>バーンクリーナー</td><td>1．99</td><td>1万円</td></tr>
<tr><td>糞尿乾燥機
攪拌機
醗酵装置</td><td>2．81</td><td>1万円</td></tr>
<tr><td>上記以外のもの</td><td>2．65</td><td>1万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">ＦＲＰ製サイロ</td><td>3．26</td><td>1万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">鉄製サイロ</td><td>2．41</td><td>1万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外のもの</td><td>2．91</td><td>1万円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">食肉用機械・装置</td><td colspan="2">運搬用機具（自走式のもの）</td><td>3．78</td><td>1万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">精密電子機器類</td><td>1．49</td><td>1万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">ショーケース</td><td>1．65</td><td>1万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外のもの</td><td>1．51</td><td>1万円</td></tr>
<tr><td>その他機械・装置</td><td colspan="2">脊髄吸引機
消毒装置
脊髄彎曲矯正装置
頭蓋骨破砕装置</td><td>1．99</td><td>1万円</td></tr>
</table>

（注）保険料率は、保険金額1，000円に対する保険期間１年についての額である。

別紙　2

契 約 期 間 別 残 価 率

（単位：％）

経過期間＼契約期間	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
総合	210	264	320	375	430	486	540	595	651	702	760	815	870	928	978	1035	1093	1140
1年	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
2年	70	77	82	85	87	89	90	91	92	92	93	94	94	94	95	95	95	95
3年	40	55	64	70	74	78	80	82	84	85	86	87	88	89	89	90	91	91
4年		32	46	55	61	66	70	73	75	77	79	81	82	83	84	85	86	86
5年			28	40	49	55	60	64	67	70	72	74	76	78	79	80	81	82
6年				25	36	44	50	55	59	62	65	68	70	72	73	75	76	77
7年					23	33	40	46	51	55	58	61	64	66	68	70	72	73
8年						21	30	37	43	47	52	55	58	61	63	65	67	68
9年							20	28	35	40	45	49	52	55	58	60	62	64
10年								19	26	32	38	42	46	50	52	55	58	59
11年									19	25	31	36	40	44	47	50	53	55
12年										17	24	29	34	38	42	45	48	50
13年											17	23	28	33	36	40	43	46
14年												16	22	27	31	35	39	41
15年													16	22	26	30	34	37
16年														16	20	25	29	32
17年															15	20	24	28
18年																15	20	23
19年																	15	19
20年																		14

別紙様式第１号

損害保険加入状況等確認書

検収を実施した貸付施設等に係る損害保険の加入状況等について次のとおり確認しました。

１　既に加入済みである。（保険会社名；　　保険の種類；　　）
　　補償内容（　　）

２　加入手続中である。（保険会社名；　　保険の種類；　　）

３　これから加入手続をする。
　　（保険会社名；　　保険の種類；　　）

４　加入手続をしたが断られた。
　　（保険会社名；①　　②　　③　　）

平成　年　月　日
確認者（検収実施者）
所属
氏名　　印

確　認　書

１　私が借り受けた貸付施設等のうち「要保険手続」と指定されたものについての損害保険の加入状況は、上記の通りで相違ありません。

２　貸付施設等について事故等が発生した場合において損害保険に加入していなかった等の場合は、私の負担において当該貸付施設等を原状に回復します。

３　前項の適用については、損害保険に加入しなかった場合、加入手続中に事故が発生した場合、保険会社に加入を断られた場合、いったん加入した期限付きの損害保険を更新しなかった場合、補償内容不足、当該事故が保険金支払いの免責事由に該当する場合、保険料等の滞納等により保険契約が失効している場合その他損害保険金を受け取ることができないすべての場合を含むことを了解します。

平成　年　月　日
借受者
住所
氏名　　印

別紙様式第２号

貸付施設等事故報告書（速報）

平成　年　月　日

財団法人畜産環境整備機構　理事長　殿

請求者
（全国連等・受託・借受団体名）
代表者氏名
担当者氏名　㊞
電 話 番 号

下記のとおり事故が発生しましたので、報告します。

記

借　受　者	氏　　名 住　　所 電話番号
貸付施設等	施設等名 貸付開始日 貸付番号 貸付契約書番号
事 故 内 容	日　　時　　平成　　年　　月　　日　ＡＭ・ＰＭ　　： 場　　所 状　　況 原　　因 概算見積額

別紙様式第３号

貸付施設等事故報告書

平成　年　月　日

財団法人畜産環境整備機構　理事長　殿

請求者
（全国連等・受託・借受団体名）
代表者氏名
担当者氏名　㊞
電 話 番 号

貴機構から借り受けています貸付施設等について、下記のとおり事故が発生しましたので、修理業者の見積り、写真、証明書を付して報告します。

記

借　受　者	氏　　名 住　　所 電話番号
貸付施設等	施設等名 貸付開始日　　平成　　年　　月　　日 貸付番号 貸付契約書番号
事 故 内 容	日　　時　　平成　　年　　月　　日　ＡＭ・ＰＭ　　： 場　　所 状　　況 原　　因 概算見積額
修理業者等	業者名称（氏名） 担当者氏名 住所（所在地） 電話番号 修理日程（予定）　平成　年　月　日～平成　年　月　日 見積額

別紙様式第４号

貸付施設等事故復旧報告書

平成　年　月　日

財団法人畜産環境整備機構　理事長　殿

請求者
（全国連等・受託・借受団体名）
代表者氏名
担当者氏名　㊞
電 話 番 号

平成　年　月　日付けで報告しました貸付施設等の事故について、下記のとおり修理を完了しましたので、報告します。

記

１　借受者
　氏名（名　称）
　住所（所在地）
２　貸付施設等の名称
３　貸付記号
４　貸付契約書番号
５　事故発生年月日　　平成　　年　　月　　日
６　事故発生場所
７　修理完了年月日　　平成　　年　　月　　日
８　復旧写真、請求書　　別添のとおり
９　保険金振込先